

第3 事業の概要

この項は、事業報告書 2 事業の概要で記載する本来業務、附帯業務、収益業務及び当該会計年度内の社員総会又は評議員会で議決(同意)した事項を集計・分析し、その結果を示すものであり、次のような内容から構成されている。

(1) 本来業務

事業報告書 2・(1) で記載を求められている、病院、診療所、介護老人保健施設の本来業務について、根拠となる法令を示し、3施設(病床)数とともに、法人類型別の本来業務収益平均額を示し(この部分は、損益計算書の分析に掲載)、その結果を分析した。

(2) 附帯業務

事業報告書 2・(2) で記載を求められている、本来業務に支障のない限り知事認可で認められている附帯業務について、根拠となる法令を示し、法人類型別件数、法人種類別の附帯業務収益平均額(この部分は、損益計算書の分析に掲載)を示し、その結果を分析した。

(3) 収益業務

事業報告書 2・(3) で記載を求められている、特別医療法人 21 法人(この調査対象年度では、社会医療法人はなしであった)の収益業務を行いうる法令を示し、その業務内容の件数、収益業務の平均収益額(この部分は、損益計算書の分析に掲載)を分析した。

(4) 社員総会の議決(又は評議員会の同意)事項

当会計年度内に、社団にあっては、社員総会の議決、財団にあっては、評議員会の同意事項(ここでは、ほぼ同じであり、議決事項に統一した)について、その法令による絶対的議決事項を明らかにし、掲載された議決事項を示す。

(5) その他

病院又は介護老人保健施設の開設法人のみ(診療所のみ法人は記載の省略可)に記載が求められている、次の事項を集計して示す予定であったが、記載件数が少なく省略した。

当該会計年度内に開設(許可)した主要な施設

当該会計年度内に他の法律、通知等で指定された内容

その他(任意)

1 本来業務

(1) 法令の規定

医療法人は、医療法第 39 条（いわゆる本来業務）により病院、診療所又は介護老人保健施設の運営ができる。

モデル定款・定款例（社団）では、次のように規定している。

社団医療法人の定款例	備 考
<p>第 2 章 目的及び事業</p> <p>第 3 条 本社は、病院及び診療所（並びに介護老人保健施設）を経営し、科学的でかつ適正な医療（及び疾病・負傷等により寝たきりの状態等にある老人に対し、看護、医学的管理下の介護及び必要な医療等）を普及することを目的とする。</p> <p>第 4 条 本社の開設する病院及び診療所（並びに介護老人保健施設）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 病院 県 郡（市） 町（村）</p> <p>(2) 診療所 県 郡（市） 町（村）</p> <p>(3) 園 県 郡（市） 町（村）</p> <p>2 本会社が 市（町、村）から指定管理者として指定を受けて管理する病院（診療所、介護老人保健施設）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 病院 県 郡（市） 町（村）</p> <p>(2) 診療所 県 郡（市） 町（村）</p> <p>(3) 園 県 郡（市） 町（村）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・病院、診療所又は介護老人保健施設のうち、開設する施設を掲げる。（以下、第 4 条、第 5 条及び第 18 条において同じ。） ・介護老人保健施設のみを開設する医療法人については、「本社は、介護老人保健施設を経営し、疾病・負傷等により寝たきりの状態等にある老人に対し、看護、医学的管理下の介護及び必要な医療等を普及することを目的とする。」 ・本項には、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）に基づいて行う指定管理者として管理する病院（診療所、介護老人保健施設）名称及び開設場所を掲げる。行わない場合には、掲げる必要はない。（以下、第 18 条 3 項及び第 19 条第 5 項において同じ。）

さらに、指導要綱では、次のような既定（一部）を示している。

項 目	運営管理指導要綱	備 考
<p>業務</p> <p>1 業務一般</p>	<p>1 定款又は寄附行為に記載されている業務が行われていること。</p> <p>2 定款又は寄附行為に記載されていない業務を行っていないこと。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・業務を停止している事実があるときは、その措置について法人側の方針を確かめた上、その具体的な是正の方法について報告を求めるとともに、廃止する場合は速やかに定款変更等の手続きを行わせること。 ・定款等に記載されていない業務を行っている場合は、その措置について法人側の方針を確かめた上、必要に応じてその業務の中止を指導、定款変更等の手続きを行わせること。

これらの規定がキチッと理解されておれば、事業報告書などに記載誤りは起こりえないと思われる。

(2) 本来業務 3 施設の病床数

(施設数・床)

施設種類	施設数	一般 病床 (床)	療養病床 (床)		精神科 病床 (床)	合計 (床)	1 施設当り 単純平均 (許可病床数)	
			医療 適用	介護 適用				
病院	1,077	74,202	57,523	40,610	16,913	48,256	179,981	167.1
診療所	1,515	3,624	693	447	246	0	4,317	
有床診療所	255	3,624	693	447	246	0	4,317	16.9
無床診療所	1,260							
(計)	2,592	77,826	58,216	41,057	17,159	48,256	184,298	
老健 ()	387							

ここで示した老健は、入所定員数：35,422 人、通所定員数 13,004 人であり、病院法人、診療所法人が開設するものを含む。

本来業務を行っている調査客体 (対象) の施設数は、2,979 施設 (重複施設の開設があり、1,746 法人を超えた) であり、病院法人 1,077 施設 (36.2%)、診療所法人 1,515 施設 (50.9%)、老健法人 387 施設 (13.0%) であった。

病院、診療所の病床数 184,298 床のうち、病院法人が 179,981 床 (97.7%)、診療所法人が 4,319 床 (2.3%) であり「1 施設当り許可病床数」の単純平均では 167.1 床対 16.9 床、概ね 10 対 1 であった。

病床区分で見ると、「一般病床」77,826 床 (42.2%)、「療養病床」58,216 床 (31.6%)、「精神科病床」48,256 床 (26.2%) であり、平成 24 年 3 月 31 日で廃止される介護療養病床 17,159 床 (9.3%) が療養病床に含まれている。

なお、本来業務収益の分析は、第 4・3・損益計算書に掲載した。

2 附帯業務

(1) 法令の規定

来業務の運営に支障のない限り医療法第 42 条に定める附帯業務を知事の認可により営めます。その業務は、次のようになります。

看護師等の医療関係者の養成または再教育

医学または歯学に関する研究所の設置

精神障害者社会復帰施設の設置

疾病の予防のための有酸素運動を行う施設で所定の基準に合致する施設

その他保健衛生に関する業務であり、次のように指定されています。

- (a)薬局、 (b)施術所、 (c)衛生検査所、 (d)老人介護支援センター、
 (e)介護福祉士養成施設、 (f)軽費老人ホーム(ケアハウス) (g)訪問看護事業、
 (h)老人介護支援センター併設型の老人ホームヘルスサービス事業

さらに平成 10 年の医療法改正で次の附帯業務が追加されました。

児童居宅介護等の事業等

老人居宅介護等の事業等

身体障害者居宅介護等の事業等

精神薄弱者居宅等の事業等

モデル定款・定款例(社団)では、次のように規定している。

社団医療法人の定款例	備考
第 5 条 本社は、前条に掲げる病院(診療所、介護老人保健施設)を営するほか、次の業務を行う。 看護師養成所の経営	・本条には、医療法(昭和 23 年法律第 205 号。以下「法」という。)第 42 条各号の規定に基づいて行う附帯業務を掲げる。行わない場合は、掲げる必要はない。

さらに、指導要綱では、次のような既定(一部)を示している。

項目	運営管理指導要綱	備考
2 附帯業務	1 附帯業務の経営により、医療事業等主たる事業の経営に支障を来たしていないこと。	・医療法第 42 条各号 ・その開設する病院、診療所及び介護老人保健施設の業務に支障のない限り、定款又は寄附行為の定めるところにより、平成 19 年 3 月 30 日医政発第 0330053 号医政局長通知別表に掲げる業務の全部又は一部を行うことができる。

これらの規定がキチッと理解されていれば、事業報告書などに記載誤りは起こりえないと思われる。

(2) 法人類型別の附帯業務件数

(件数)

法人形態 附帯業務	特定・特別	出資額限度 法人	その他	記載なし	合計
訪問看護	101	21	276	43	441
居宅介護	60	26	227	34	347
デイサービス	15	4	116	15	150
グループホーム	17	19	90	16	142
地域支援センター	21	9	68	6	104
介護支援センター	16	5	71	8	100
ヘルパーS	19	4	55	15	93
ケアプラン	9	1	64	17	91
訪問介護	12	3	58	9	82
デイケア	5	5	38	3	51
看護学校等	6	3	28	3	40
精神障害者復帰施設	12	6	19	3	40
ショートステイ	-	5	22	2	29
小規模多機能	3	2	8	-	13
訪問リハ	-	-	5	1	6
ケアハウス	-	1	4	-	5
高専賃	1	-	2	-	3
保育施設	1	-	2	-	3
福祉ホーム	-	-	-	1	1
その他	36	14	103	10	163
合 計	334	128	1,256	186	1,904

(注) 「その他」は、附帯業務の一部ではあるが、その業務区分が明らかでないもの(例：園、 ケアセンター)であり、ここに収録した。

附帯業務収益の分析は、第4・3・損益計算書に掲載した。

3 収益業務

収益業務の法人類型別件数

(件数)

法人形態 収益業務	特定・特別	その他	合計	
			件数	比率(%)
配食業	5	-	5	29.4
医療介護用品販売	4	-	4	23.5
経営コンサルタント	3	-	3	17.6
貸家業	1	-	1	5.9
貸家業・駐車場	-	1	1	5.9
駐車場	1	-	1	5.9
その他	2	-	2	11.8
合計	16	1	17	100

この調査段階では、収益業務を実際に実施しているのは、特別医療法人のみであり、上表のように限られた件数となった。その中で最も多いのは配食業の5件(29.4%)で、次が医療介護用品販売4件(23.5%)であった。

なお、この法令の根拠は、旧法第40条第2項及び法省令(規則)第30条の35第1項の要件を満たす特別医療法人の12種の業務であり、社会医療法人は、この調査段階ではないので、収益業務告示は適用されない。

なお、特別医療法人の収益業務の収益分析は、第4・3・損益計算書に掲載した。

4 総会（評議員会）の議決（同意）事項

（1）社員総会の開催状況

（法人・％）

種 類	予算・決算 総会開催 (1)		予算・決算 同時期開催		決算総会のみ 開催		予算総会のみ 開催		予算・決算 総会なし		合 計		
	法人 数	比 率	法人 数	比 率	法人 数	比 率	法人 数	比 率	法人 数	比 率	法人 数	比 率	
特定・特別	72	68.6	13	12.4	12	11.4	2	1.9	6	5.7	105	6.0	
出資額限度法人	25	44.6	7	12.5	19	33.9	1	1.8	4	7.2	56	3.2	
基金拋出型法人	4	25.0	1	6.2	7	43.8	4	25.0	-	-	16	0.9	
その他	680	49.1	130	9.4	464	33.5	29	2.1	82	5.9	1385	79.3	
記載なし	68	37.0	18	9.8	63	34.2	7	3.8	28	15.2	184	10.6	
計	849	48.6	169	9.7	565	32.3	43	2.5	120	6.9	1746	100	
計 の う ち	病院法人	420	50.0	111	13.2	233	27.7	23	2.7	53	6.4	840	48.1
	診療所法人	426	47.4	57	6.3	328	36.5	20	2.2	67	7.6	898	51.4
	老健法人	3	37.5	1	12.5	4	50.0	-	-	-	-	8	0.5

（1）期末前月・予算総会 期末2月以内・決算総会

医療法人社団は、原則として社員総会を年2回（決算期前の予算総会と決算日から2月以内）開催（財団にあっては評議員会）することが求められており、定款（寄附行為）にも、その規定があるはずであり。その調査した結果は以上のとおりで1,746法人の情報をえた。

予算・決算総会を開催しているのは849法人（48.6％）であり、視点を変えると897法人（51.4％）が、次のような問題及び違反があることを示している。

同時開催 ・169法人（9.7％）…定款上は認められていない。これを容認するケースは、理事（監事）と社員が同一人物で、定款施行細則・理事会議事細則・社員総会議事細則にそれを容認する規定があり、それぞれの会議で承認を得ている場合に限られと限定的に考えるべきである。この調査では、それがあつたものとみなした。

決算総会のみ・565法人（32.3％）…定款違反である。

(2) 会計年度内で議決(同意)した事項

(法人数)

種別 議決事項	病 院 840 法人		診 療 所 898 法人		老 健 8 法人		計 1746 法人		計	備考
	あり	なし	あり	なし	あり	なし	あり	なし		
1. 決算の確定	758	82	812	86	8	0	1,578	168	1,746	
2. 定款の変更	715	125	738	160	6	2	1,459	287	1,746	
3. 収支予算・ 事業計画	557	283	518	380	4	4	1,079	667	1,746	
1～3の小計	2,030	490	2,068	626	18	6	4,116	1,122	-	
4. 借入金の 最高限度額	258	485	-	-	1	6	259	491	750	無借金 除く
5. 社員の 入社・退社	125	715	42	856	1	7	168	1,578	1,746	
6. 理事・監事 の選任・辞任	439	401	311	587	4	4	754	992	1,746	
7. その他	310	530	143	755	1	7	454	1,292	1,746	
合 計	3,162	2,621	2,564	2,824	25	30	5,751	5,475	-	
	(5,783)		(5,388)		(55)		(11,226)		-	

(注) Gの部分(1～3)は、法令・定款での絶対的記載事項

(4～7)は、事実の発生があれば、記載すべき事項であり、(4)は、外形的に認識が可能

その他は、議決必要と思われるが、「正しいかどうか」内容が不明であり、特に求められていない事項なので、ここに集計した。

議決事項には、財団での評議会の同意も含む。ただし、5は「評議員の就任・退任」に読み替える

診療所法人の借入金は、原則として不明につき省略した。

前期末が利益かどうか不明であり、利益処分とそれに伴う基本財産積立金等の全部又は一部積立は対象外とした(次回から対象予定)。

会計年度内の社員総会（評議員会）で議決（同意）すべき事項がなされているかどうか、1,746 法人を対象に 9 項目に分けて、病院法人、診療所法人、老健法人毎に調査した結果は、前表のとおりである。

事業報告書第 2 事業の概況 (4) は、「当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項」の記載を求め、絶対的記載事項（例、社員の入社及び除名、理事、監事の選任、辞任の承認）を例示的に示している。

例示的記載事項で重要な、「利益が生じた場合、（中略）その全部、又は一部の基本財産積立金の計上……」を定款が要求している絶対的記載事項が省略されているのは、利益が生じた法人のみに要求されているからと解したい。

そこでの記載は、「当該会計年度内」であり、先にも触れたがこの調査対象会計年度が、平成 19 年 4 月 1 日以降から開始する会計年度の 3 月末日（終了は、平成 20 年 3 月 31 日）決算法人を原則として、4 月末日以降の決算法人を含んでいるので、平成 19 年 3 月 31 日に発遣された制度基本通知に定款変更が示されており、絶対的記載事項としたが、前期末決算で利益が生じたかどうか不明であり、今回の分析では対象外とした。

また、社団医療法人は、社員総会による議決、財団医療法人は評議員会による同意を、定款、寄附行為に従ってわけて計上することになるが、ほぼ同義として一括して集計した。

調査の結果は、前表のとおりであるが、絶対的記載事項について、調査対象法人 1,746 法人のうち 4 項目で 1,366 法人、実に 78.2%の法人が、その記載をしていないことがわかった。

最も多かったのは「収支予算・事業計画」の記載なし 667 法人（38.2%）であり「予算総会」の不存在（？）が指摘できる。

次に多かったのは、借入金のある調査対象法人（病院法人・老健法人）750 法人のうち、「借入金の最高限度額」の議決がされてない 491 法人（65.7%）があった。

5 その他

次の 3 項目が、病院又は介護老人保健施設開設法人のみに任意での記載が求められた。

当該会計年度内に開設（許可）した主要な施設

当該会計年度内に他の法律・通知等で指定された内容

その他（任意）

対象法人と記載対象となる事項が極めて限定されており、記載件数が少なかったので掲載を省略した。